

羽村市テニス連盟規約

第1章 総則

第1条(名称)

この会は羽村市テニス連盟(以下「本会」という)と称する。

第2条(目的)

本会はテニスを通じて会員相互の親睦と、技術向上及び体力の維持増進を図ることを目的とする。

第3条(事業)

本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1、練習会の開催
- 2、競技会の開催
- 3、対外試合への参加
- 4、その他必要事項

第4条(事務所)

本会は事務所を会長宅に置く。

第2章 会員

第5条(会員)

本会の会員の種別は次の通りとする。

- 会 員
- 1、羽村市に在住し本会の目的に賛同するテニスの愛好者若しくはテニスを愛好しようとする者。
 - 2、羽村市以外に在住する者で、本会の目的に賛同し、本会の発展に特に寄与すると理事会において認められた者。
 - 3、高校生同等以下の者の入会は理事会の承認を必要とする。

- 団体会員
- 1、羽村市に在住若しくは在勤する者を主体として構成されたテニス愛好者の団体であって、独立した活動の場を有し、独自に日常活動を行っている、理事会において認められた団体。
 - 2、上記以外の団体でも理事会において認められた団体。
 - 3、団体会員が参画できる事業内容は、第3条に定める事業のうち、運営委員会が策定し、会長に提出する。会長は団体会員が参画できる事業内容の理事会の承認を以って団体会員が参画できる事業内容に署名し施行する。

第6条(入会)

- 1、入会を希望する者は所定の手続き用紙に必要事項を記入し、入会金及び当該年度の会費を添えて会長に提出しなければならない。
- 2、入会金は2000円とする。

第7条(会費)

- 1、個人会員の年会費は9,000円とし、当該年度初めに一括納入すること。
- 2、既納の会費は返還しない。
- 3、年度途中の入会希望する個人の取り扱いは次の通りとする。
 - (1)9月末を区切りとして、9月末以前に入会する個人会員は年額9,000円。
 - (2)10月1日以後入会する個人会員の年会費は原則年額の半額4,500円。
 - (3)理事会で承認を得た高校生及び高校生に準じる生徒の年会費は4,000円とし、10月1日以降に入会する者は原則年額の半額2,000円とする。
- 4、団体会員は年間登録料として年額2,000円とする。

第8条(義務)

- 1、 会員は平等にコート確保及びコート整備の義務を負う。
- 2、 会員は本規約第3条に規定する事業に積極的に参加する。

第9条(退会・休会)

- 1、 会員が退会または休会しようとするときは、この届出を会長に提出しなければならない。
- 2、 前年度会費未納の会員は退会とする。
- 3、 病気、転勤などやむを得ず会員としての活動が継続できない場合、この間を休会することができる。
- 4、 その他の事情により休会を希望するものは、休会の期間を明示して提出する。期限が確定できないときは、その休会期間は当該年度内とし、新年度が始まる1ヶ月前までに休会の延長届けがない時は、その時点を以って退会とする。

第10条(除名)

会員は次の各号に該当する場合、理事会の承認を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の会員としての義務を反したとき、また本会の規律を著しく乱す行為をしたとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第3章 役員

第11条(役員体制)

本会に次の役員を置く。

会長: 1名 副会長: 若干名 会計: 1名
理事: 若干名 監事: 2名 運営委員会を構成する役員

第12条(役員を選任)

- 1、 会長、理事、監事は総会において会員の中から選任する。
- 2、 副会長、会計、特別会計、運営委員会役員は、会長が選任し、総会の承認を得る。

第13条(補欠役員)

選任された役員が任期途中でやむを得ず退任する場合は次の通りとする。

- (1) 会長においては本規約第14条2項の規定を適用する。
- (2) 理事、監事の補欠を必要とする場合は、理事会で選任する。
- (3) 副会長、会計、運営委員会役員の補欠を必要とする場合は、会長が選任し、理事会の承認の下、残任期間の職務遂行をさせることとする。

第14条(役員職務)

- 1、 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2、 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3、 会計及び理事は本会の会務を分担処理する。
- 4、 監事は本会の資産状況、事業実施の状況等を監査する。
- 5、 会長、副会長、会計及び理事は、理事会及び運営委員会を組織してこの規約に定める事項の他、本会の総会の権限に属さない事項を決議し、執行する。

第15条(役員任期)

- 1、 役員任期は1年とし、再任は妨げない。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2、 役員は住所変更その他正当な理由がある場合には理事会の承認を得て辞任することができる。
- 3、 役員は任期満了後も後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第16条(顧問)

顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議・会議運営

第17条(理事会)

- 1、理事会は会長、副会長、会計、理事、監事及び運営委員会の代表者若干名により構成する。
- 2、理事会は必要により会長が招集する。
- 3、理事会では本規約に規定してある各条項の他、次の条項を付議する。
 - (1)総会において議決すべき事項。
 - (2)諸規定。
 - (3)その他重要事項。

第18条(総会)

- 1、総会は会員及び団体会員の代表者1名を以って構成する。
- 2、総会はこれを通常総会及び臨時総会に分ける。
- 3、通常総会は毎年1回、会計年度が終了する3月最終日曜日に会長が召集する。
- 4、会長は会員の5分の1以上から請求があったときは30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第19条(総会の議長)

総会の議長は会長が指名する。

第20条(通常総会の決議事項)

次の事項は通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1)事業報告及び収支決算。
- (2)事業計画及び収支予算。
- (3)財産目録。
- (4)規約の改定
- (5)その他理事会で認められた事項。

第21条(決議)

- 1、総会の議事は出席者の過半数を以って決議し、可否同数のときは議長の決するところとする。
- 2、前項の規定にかかわらず規約改定の議決については出席者の3分の2以上を以って決議する。

第5章 資産及び会計

第22条(資産)

本会の資産は次の通りとする。

- (1)会費 (2)財産 (3)その他収入。

第23条(資産管理)

本会の資産は会長が管理する。

第24条(事業計画案・収支予算案)

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は新年度開始前に会長が編成し、理事会に付議し総会で承認されなければならない。

第25条(資産・会計の承認)

本会の収支決算は毎年会計年度終了時に会計が作成し、会長の承認を受けなければならない。会長はこれを財産目録と共に監事の監査結果をつけ、理事会及び総会の承認を受けなければならない。

第26条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。